

漁業収益力の強化メニュー表(平成25年度現在)

実施主体：①都道府県、②市町村、③地方公共団体の一部事務組合、④漁業協同組合、⑤漁業協同組合連合会、⑥漁業生産組合、⑦地方公共団体等が出資する法人、⑧漁業者等が組織する団体(受益者である漁業者3名以上が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものに限る。)、⑨漁業法第16条第6項に該当する法人(定置漁業を営むものに限る。)、⑩漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合が出資する法人(これらの者が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものに限る。)

メニューの内容		交付率	主な内容
ア 漁場造成・資源管理対策			
(1)	漁場底質改善	定額(1/2以内)	漁場の底質等の改善を目的として、堅くなった底質を耕すこと(耕うん)、底質を整えること(整地)、堆積物や雑海藻等の除去(しゅんせつ及び有害生物等の除去)
(2)	海水の交流改善	定額(1/2以内)	湾内の漁場と外海との海水の交流状態を改善(汐通しを良くする)するための水路等の整備
(3)	小規模藻場造成	定額(1/2以内)	魚介類の稚・仔魚の隠れ場や育成の場として有効な海藻の繁茂する場の造成
(4)	浮き魚礁	定額(1/2以内)	回遊性魚類の漁場を造成するための表層、中層に設置する海中構造物
(5)	つきいそ	定額(1/2以内)	定着性の水産動植物又は広域性回遊を伴わない魚種の増産を図るための漁場の造成を目的として行われる自然石の投入等
(6)	密漁等監視施設	定額(1/2以内)	漁場監視レーダー、監視カメラ装置、鉄塔、監視所等により構成される施設や漁場監視船
(7)	漁場・養殖場環境管理施設	定額(1/2以内)	海況観測装置(海上ブイ)、送受信装置等により構成される施設
(8)	水産情報高度利用施設	定額(1/2以内)	衛星からの海況情報や漁船の安全航行のための無線情報等の送受信施設
(9)	資源調査施設	定額(1/2以内)	資源状況の把握等を行う漁業調査船及びその調査機器等
(10)	小規模漁場造成事業	定額(1/2以内)	漁獲規制、種苗放流等を組み合わせた効果的な小規模漁場の造成
(11)	(1)から(10)までの附帯施設	本体施設の交付率に準じる	
イ 漁業生産性向上対策			
(1)	漁船保全修理施設	定額(4/10以内)	漁船の補修・修繕を目的として陸揚げするための施設
(2)	漁業用作業保管施設	定額(1/2以内)	水産物の出荷前の一次処理、漁具等の保管施設
(3)	漁獲物荷さばき施設	定額(1/2以内)	漁獲物の集出荷作業場(水揚げ・選別場、卸売場建物、検量施設等)
(4)	漁獲物鮮度保持施設	定額(1/2以内)	製氷施設、貯水施設、冷凍施設、冷蔵施設
(5)	給水給氷施設	定額(4/10以内)	給水施設、給氷施設
(6)	海水処理施設	定額(1/2以内)	漁業生産関連作業に使用する海水の殺菌処理等の施設
(7)	水産廃棄物等処理施設	定額(1/2以内)	へい死魚、加工残さ、排水等の処理施設、再資源化施設
(8)	合併施設機能再生整備	定額(1/2以内)	合併後の新たな役割分担に基づき、既存施設の有効利用を図るための改築、改修
(9)	養殖施設	定額(1/2以内)	魚介類等をいけす等に入れて飼育するための施設
(10)	養殖施設再配置	定額(1/2以内)	持続的養殖生産確保法に定める漁場改善計画に基づく養殖施設の再配置のための繋留資材
(11)	消波施設	定額(1/2以内)	増養殖施設や生物の保護のため、外海からの波の勢いを弱め、静穏域を造成する構造物
(12)	種苗生産施設	定額(1/2以内)	養殖用、放流用の魚介類等をふ化、育成する施設
(13)	漁獲物運搬施設	定額(4/10以内)	漁獲物運搬船(離島等の条件不利地域に限定)
(14)	漁獲物蓄養施設	定額(4/10以内)	漁獲物を出荷調整等のため一時的に飼育する施設
(15)	漁獲物加工処理施設	定額(4/10以内)	漁獲物の簡易な加工処理施設
(16)	(1)から(15)までの附帯施設	本体施設の交付率に準じる	

注)交付率について、沖縄県において実施する場合は定額(2/3以内)、離島においてイの(4)、(13)、(15)を実施する場合は定額(5/5/10以内)

：年間水揚量5000t未満の地域又は水産物流通機能高度化対策事業の実施地域でなければ整備できない施設

水産物流通機能の強化メニュー表（平成25年度現在）

実施主体：①都道府県、②市町村、③地方公共団体の一部事務組合、④水産業協同組合、⑤地方公共団体等が出資する法人、⑥漁業者等が組織する団体（受益者である漁業者3名以上が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものに限る。）、⑦中小企業等協同組合、⑧協業組合、⑨漁業法第16条第6項に該当する法人（定置漁業を営むものに限る。）、⑩水産業協同組合、中小企業等協同組合、協業組合が出資する法人（これらの者が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものに限る。）

メニューの内容		交付率		主な内容
		年間水揚量 5,000トン未満	年間水揚量 5,000トン以上	
(1)	流通作業保管施設	定額(1/2以内)	定額(1/3以内)	水産物の出荷前の一次処理、漁具等の保管施設
(2)	水産物流通荷さばき施設	定額(1/2以内)	定額(1/3以内)	水産物の集出荷作業場（水揚げ・選別場、卸売場建物、検量施設等）
(3)	水産鮮度保持施設	定額(1/2以内)	定額(1/3以内)	水産物の鮮度保持のための製氷施設、貯氷施設、冷凍施設、冷蔵施設
(4)	高度流通情報総合管理施設	定額(1/2以内)	定額(1/3以内)	地域内の水産情報、水産流通情報の処理・提供のための施設
(5)	海水処理施設	定額(1/2以内)	定額(1/3以内)	水産物の流通を目的に使用する海水の殺菌処理等の施設
(6)	品質・衛生管理高度化施設	定額(1/2以内)	定額(1/3以内)	品質・衛生管理の強化を図るための試験研究、新製品の開発、検査・分析等を行う施設
(7)	水産物蓄養施設	定額(4/10以内)	定額(1/3以内)	漁獲物を出荷調整等のため一時的に飼育する施設
(8)	水産物運搬施設（船舶に限る）	定額(4/10以内)	定額(1/3以内)	水産物の運搬船（離島等の条件不利地域に限定）
(9)	水産物加工処理施設	定額(1/3以内)※		水産物の加工処理施設
(10)	加工技術高度化施設	定額(1/2以内)		地方公共団体の試験研究機関に隣接した地域開放型試験研究施設
(11)	水産廃棄物等処理施設	定額(1/2以内)		へい死魚、加工残さ、排水等の処理施設、再資源化施設
(12)	(1)から(11)までの附帯施設	本体施設の交付率に準じる		

注) 1. ※について、次のいずれかを満たした場合には、交付率4/10以内とする。
①水産物流通機能高度化対策事業基本計画が策定された地域における施設整備の場合、②施設整備後3年以内にHACCP認定を取得する場合、③施設整備と併せて廃棄物処理を行う機能を整備する場合

2. 沖縄県において実施する場合には、交付率は定額（2／3以内）、離島において(3)、(8)、(9)を実施する場合には、交付率は定額（5. 5／10以内）。

労働環境の改善メニュー表（平成25年度現在）

実施主体：①都道府県、②市町村、③地方公共団体の一部事務組合、④漁業協同組合、⑤漁業協同組合連合会、⑥漁業生産組合、⑦地方公共団体等が出資する法人、⑧漁業者等が組織する団体（受益者である漁業者3名以上が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものに限る。）、⑨漁業法第16条第6項に該当する法人（定置漁業を営むものに限る。）、⑩漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合が出資する法人（これらの者が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものに限る。）

メニューの内容		交付率	主な内容
(1)	漁業作業軽労化機能整備	定額(1/2以内)	負担軽減、事故防止、バリアフリー化のための段差解消、ユニック整備等のための施設改築、機器整備
(2)	小型漁船事故通報施設	定額(1/2以内)	漁業者落水時の自動通報等の施設
(3)	漁業研修施設	定額(1/2以内)	漁業、水産資源に関する研修を行うための研修室、会議室等により構成される施設
(4)	新規就業者活動拠点施設	定額(1/2以内)	新規就業者のための漁業技術習得室、研修室等により構成される施設
(5)	女性等活動拠点施設	定額(1/2以内)	女性や高齢者の活動支援のため、子供待機室、調理実習室、会議室等により構成される施設
(6)	(1)から(5)の附帯施設	本体施設の交付率に準じる	

- 注) 1. 沖縄県において実施する場合は、交付率2/3以内とする。
2. (3)及び(4)の事業主体は地方公共団体、地方公共団体等が出資する法人、漁業協同組合連合会、合併漁協(※1)、認定漁協(※2)に限る

※1 漁業協同組合合併促進法(昭和42年法律第78号)に基づき平成10年3月31日以降に合併を行っている漁業協同組合(漁業協同組合合併促進法に基づく合併計画を有し、メニュー実施年度内までに合併を行うものを含む。)

※2 平成17年度以前に「漁協等経営基盤強化対策事業実施要領」(平成17年4月1日付け16水漁第2664号農林水産事務次官依命通知)の第2の2による認定を受けている場合又は平成18年度以降「漁協等経営基盤強化対策事業実施要領」の第2の1により策定された基本方針に基づき第2の2に準じた認定を都道府県知事から受けている漁業協同組合(メニュー実施年度内までに認定を受けるものを含む。)

燃油高騰対策の強化メニュー表（平成25年度現在）

実施主体：①都道府県、②市町村、③地方公共団体の一部事務組合、④水産業協同組合、⑤地方公共団体等が出資する法人、⑥漁業者等が組織する団体（受益者である漁業者3名以上が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものに限る。）、⑦中小企業等協同組合、⑧協業組合、⑨漁業法第16条第6項に該当する法人（定置漁業を営むものに限る。）、⑩水産業協同組合、中小企業等協同組合、協業組合が出資する法人（これらの者が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものに限る。）

メニューの内容		交付率	主な内容
(1)	燃油補給施設	定額(1/2以内)	燃油補給施設、燃油運搬船、タンクローリー
(2)	陸電施設	定額(1/2以内)	陸電施設
(3)	省エネルギー型施設機能整備	定額(1/2以内)	エネルギー消費量を削減するための施設の改築、機器設置
(4)	燃油流通効率化施設整備	定額(1/2以内)	燃油効率化計画に基づく燃油施設等の建設、増設及び撤去
(5)	(1)から(4)の附帯施設	本体施設の交付率に準じる	

注) 沖縄県において実施する場合には、交付率は定額(2/3以内)、離島において実施する場合には、交付率は定額(5. 5/10以内)。

ノリ養殖業の構造調整・競争力強化メニュー表（平成25年度現在）

実施主体：①都道府県、②市町村、③地方公共団体の一部事務組合、④水産業協同組合、⑤地方公共団体等が構成する法人、⑥漁業者等が組織する団体（受益者である漁業者3名以上が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものに限る。なお、任意団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約のあるものに限る。）、⑦中小企業等協同組合、⑧協業組合

メニューの内容		交付率	主な内容
(1)	大型ノリ自動乾燥機	定額(1/2以内)	大型ノリ自動乾燥機
(2)	ノリ高性能刈取船	定額(1/2以内)	ノリ高性能刈取船
(3)	大型ノリ自動乾燥機の設置に必要な上屋	定額(1/2以内)	大型ノリ自動乾燥機の設置に必要な上屋
(4)	(1)から(3)の附帯施設	本体施設の交付率に準じる	

注) 離島において実施する場合には、交付率は定額(5. 5／10以内)。

漁業演習船の整備メニュー表（平成25年度現在）

実施主体：①都道府県、②市町村、③地方公共団体の一部事務組合、④漁業協同組合、⑤漁業協同組合連合会、⑥地方公共団体等が出資する法人

メニューの内容		交付率	主な内容
(1)	漁業演習船	定額(1/2以内)	漁業演習船
(2)	(1)の附帯施設	本体施設の交付率に準じる	

注) 沖縄県において実施する場合には、交付率は定額(2／3以内)、離島において実施する場合には、交付率は定額(5. 5／10以内)。